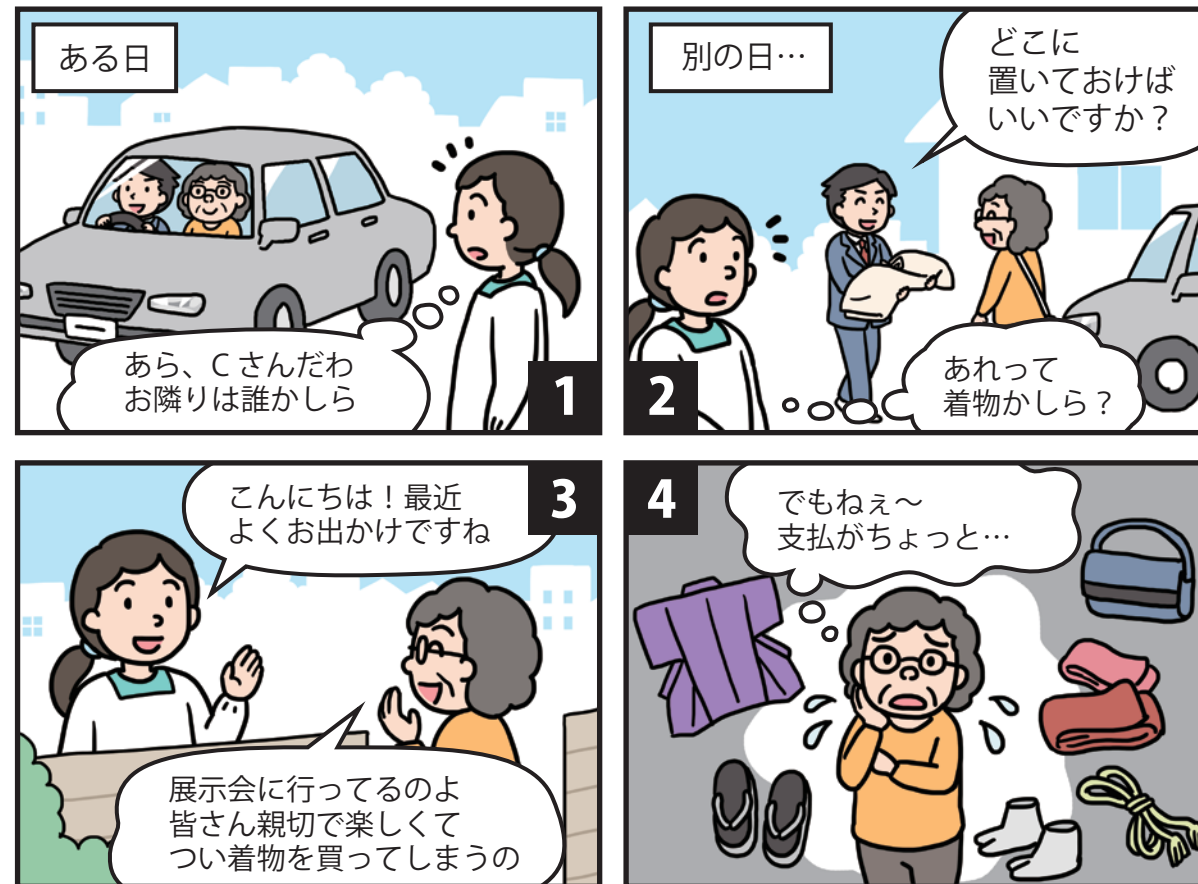


時々迎えの人と 出掛けるのを見掛けて



事例の概要

—見守りサポーターの気付き—

以前、御近所に住んでいるCさんが、お迎えに来た車に乗って楽しそうに出掛けるのを見掛けました。また最近、Cさんが車で帰って来る時に会った際は、運転していた若い男性が、着物を包むたとう紙のような荷物を玄関先まで運んでいるのを見掛けました。

先日、Cさんの御宅の前を通りかかった時、庭先にいたCさんと世間話をしました。思い切って、車でお出掛けのことを聞いてみると、迎えに来てくれるので断りにくく展示会に行ってしまう、お店の人も親切で楽しいので、着物や小物を勧められると、つい買ってしまうけれど支払が大変になってきたのでどうしたらよいか、と相談されました。

気付きのポイントとトラブルの特徴

気付きのポイント

- ・営業マンらしい人と、車に乗って出掛けていく姿を見掛ける。
- ・営業マンらしい人が、訪問したり、荷物を届けている様子がある。
- ・新しく購入した着物の話をされたり、その着物を見せてくれたりする。
- ・お金に困っているような様子が見受けられる。
- ・〈家の中の気付き〉カレンダーに見慣れない印が付いている。
例えば、年金受給日（偶数月15日）のすぐ後に印がある場合、支払日の可能性があります。

トラブルの特徴

「見るだけでも目の保養」、「新作の発表会」などと言って、着物の展示会に誘います。以前、和装品を購入した事業者からの勧誘の場合もあります。車で迎えに来てくれて、会場では美しい反物を当てて似合うと褒められ、お土産をくれるなど大変親切にされるので、断りづらく契約してしまいます。着物、帯、襦袢類、和装小物やアクセサリーなどが一緒に販売されることも多くあります。しかし、着物を着る機会はあまりなく、中にはしつけのかかったままの着物が多数発見された事例もあります。

関係者の連携（A：地域協議会あり、B：地域協議会なし）

● 本人に消費生活センターへの相談を促す。必要に応じて一緒に相談する。



消費生活センターに相談したら

営業所以外の場所で契約していると考えられるので、契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解決できる場合があるので、速やかに相談してください。例えば、過量に販売されていたり、会場から帰りたくとも帰らせてくれず契約した場合、契約の取消しが可能なこともあります。

▶見守る方へアドバイス

着物や装飾品を多数購入して、本人も購入した商品を正確に把握できない場合や生活費が不足してくる場合では、地域包括支援センター等と連携した生活全般の支援が必要になります。

消費者被害かな？と思ったら消費生活センターへ ☎ 188



消費者庁消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤン